令和３年１２月１日

居宅介護支援事業所　管理者　様

井原市健康福祉部介護保険課

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証について

令和３年９月２２日付け厚生労働省通知「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等につ

いて（周知）」で示された通り、令和３年１０月１日から、利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するために、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを検証いたします。

　つきましては、当該ケアプランの届出について、下記のとおりお示ししますので、当課からケアプラン

の届出依頼があった事業所につきましては、「区分支給限度基準額、サービス費の割合が基準を超えるケアプランの届出書」と共に当該ケアプランの届出をお願いいたします。

　国民健康保険団体連合会から令和３年１０～１２月分のデータが届くのが、令和４年２月頃となる見込みのため、ケアプランの届出依頼はそれ以降になります。

　１．届出対象となるケアプランについて（令和３年厚生労働省告示第３３６号）

　　<抽出条件>

　　〇区分支給限度基準額の利用割合が７割以上　かつ

　　　その他の利用サービスの６割以上が「訪問介護サービス」

※令和３年１０月１日以降に作成または変更したケアプランが対象となります。

　２．検証の方法等

　　①国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用し、該当するケアプランを抽出。

　　　当課より居宅介護支援事業所に該当するケアプランの届出を依頼。

　　②居宅介護支援事業所は、「区分支給限度基準額、サービス費の割合が基準を超えるケアプランの

届出書」と共に当該ケアプランを届出。

　　③当課が、ケアプランの内容を検証、必要に応じて地域ケア会議等でケアプランについて議論を

行う。

　　④ケアプランについて見直しが必要であるとされた場合、ケアプランの再検討を行う。

　　※この検証の仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではなく、より利用者の意向や状態に

合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプラン作成に資することを目的としたものです。

　３．提出書類

　　　・「区分支給限度基準額、サービス費の割合が基準を超えるケアプランの届出書」

・フェースシート（利用者基本情報）

・アセスメントツール等によるアセスメント結果がわかる記録

　　　・「第1表」居宅サービス計画書（1）

　　　・「第2表」居宅サービス計画書（2）

　　　・「第3表」週間サービス計画表

　　　・「第4表」サービス担当者会議の要点

　　　・「第5表」居宅介護支援経過（理由を記載したページのみで可）

　　　・「第6表」サービス利用票（実績の記載は不要です。）

・「第7表」サービス利用票別表

　　※「区分支給限度基準額、サービス費の割合が基準を超えるケアプランの届出書」

　　　は井原市ホームページよりダウンロードできます

　　　※「訪問介護（生活援助中心型）の利用回数が基準回数以上となるケアプラン」にも

　　　該当する場合は、「区分支給限度基準額、サービス費の割合が基準を超えるケアプラン

の届出書」は対象外となります。

その場合、「訪問介護（生活援助中心型）の利用回数が基準回数以上となるケアプラン」

の届出は必要となります。

　４．提出先及びお問い合わせ先

　　　７１５－８６０１　井原市井原町３１１番地１

井原市役所健康福祉部介護保険課介護保険係　ＴＥＬ０８６６－６２－９５１９